

一般財団法人富山県バスケットボール協会規律規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 懲罰の種類等（第2条―第13条）
- 第3章 規律委員会（第14条―第17条）
- 第4章 手続（第18条―第29条）
- 第5章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款又はこれに付随する諸規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する懲罰について、対象者、懲罰の対象となる行為、懲罰の種類及び内容、規律委員会の組織及び運営に関する事項、規律委員会による調査、審議及び懲罰案の提出を行うための手続に関する事項並びにこれらに関連する必要な事項を定めるものとする。

第2章 懲罰の種類等

（適用範囲）

第2条 この規程において対象となる個人は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の評議員
- (2) 本協会の理事及び監事
- (3) 本協会の名誉役員
- (4) 本協会の職員
- (5) 本協会の専門委員会を構成する委員長、副委員長及び委員
- (6) 本協会に所属する選手
- (7) 本協会に所属する指導者、審判及びその他の関係者
- (8) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）の役員

2 この規程において対象となる団体は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）
- (2) 本協会の加盟チーム

3 競技及び競技会に関連する違反行為を行った個人又は団体が、当該違反行為時に前2項の各号のいずれかに該当するときは、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

（懲罰の種類）

第3条 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰の種類のうち、個人に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 戒告 口頭をもって戒めること。
- (2) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
- (3) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。

- (4) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
 - (5) 減給 本協会から報酬又は給与（以下「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は、労働基準法第91条に則るものとする。
 - (6) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させること。
 - (7) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
 - (8) 一定期間又は無期限の職務の停止若しくは職務の解任
職務について一定期間又は無期限に停止する、若しくは職務を解任すること。ただし、役員等の解任については、別に定める規程に基づくものとする。
 - (9) 一定期間又は無期限の登録資格の停止若しくは再登録の禁止
登録資格に基づくバスケットボールに関する一切の活動について、一定期間又は無期限に停止する、若しくは資格の再登録を一定期間又は無期限に禁止すること。
 - (10) 除名 本協会の登録資格を抹消すること。
 - (11) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。
- 2 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰の種類のうち、団体に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
 - (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
 - (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
 - (4) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させること。
 - (5) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
 - (6) 得点の減点又は無効
 - (7) 勝ち点の減点又は無効
 - (8) 下位ディビジョンへの降格
リーグ等において下位ディビジョンへ降格させること。
 - (9) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合における一定期間又は無期限の出場資格を停止すること。
 - (10) 一定期間又は無期限の登録資格若しくは加盟資格の停止若しくは再登録若しくは再加盟の禁止
登録資格又は加盟資格に基づくバスケットボールに関する一切の活動について、一定期間又は無期限に停止する、若しくは再登録若しくは再加盟を一定期間若しくは無期限に禁止すること。
 - (11) 除名 本協会の登録資格又は加盟資格を抹消すること。
 - (12) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。
- 3 ドーピングに対する懲罰については、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）の定める規程によるものとする。

4 第1項及び第2項の譴責、罰金、没収、賞の返還、試合結果の無効、得点の減点又は無効、並びに勝ち点の減点又は無効については、その他の懲罰と併せて科することができる。

(懲罰対象行為及び懲罰の基準)

第4条 競技及び競技会に関連する違反行為のうち、懲罰の対象となる行為及びこれに対する懲罰の基準は、JBAにおける「競技会における違反行為に対する懲罰基準」を準用するものとする。ただし、同基準に明示のない行為であっては、本協会の定款及びこれに付随する諸規程(以下「規程等」という。)の趣旨に明らかに反する行為があった場合は、これに対し適切と判断される懲罰を科することを妨げない。

(審判の懲罰との関係)

第5条 競技会中に審判が別に行った懲罰がある場合であっても、本規程に基づく懲罰を行うことを妨げない。

(選手に対する罰金)

第6条 契約選手(所属チームとバスケットボール選手としての所属及び公式試合への参加に関する書面による取決めを締結している選手)以外の選手に対しては、罰金を科さないものとする。

2 契約選手に対して罰金を科す場合は、出場停止処分1試合当たり金5万円以下を基準とする。

(管理監督関係者の加重)

第7条 役員又は指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合は、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(両罰規定)

第8条 第2条第2項の団体に所属する同条第1項の個人が懲罰の対象となる場合は、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

(罰金の合算)

第9条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合は、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

(懲罰対象事実の重複による加重)

第10条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合は、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(酌量減輕)

第11条 懲罰対象事実が認められる場合において、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する懲罰)

第12条 他の者を利用して懲罰対象事実を行わせた者は、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

(懲罰対象期間)

第13条 懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合は、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき規律委員会の審理を開始することができない。

第3章 規律委員会

(組織及び委員)

第14条 規律委員会は、委員長及び若干名の規律委員をもって構成する。

2 委員長及び規律委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。

3 規律委員会の手続の対象事案に何らかの形で関与したことがある規律委員及び当該事案に利害関係を有する規律委員は、当該事案に関して規律委員として、その手続に加わることができない。

(委員の任期)

第15条 委員長及び規律委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により任命された規律委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 規律委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(委員長、招集及び議長)

第16条 規律委員会は、会長からの付託があったとき又は委員長が必要と認める場合に委員長が招集する。

2 規律委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長に事故ある場合は、規律委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

(所管事項)

第17条 規律委員会は、第2条に定める個人及び団体による懲罰対象事実について調査、事実認定を行い、懲罰意見を記載した懲罰案を作成し、これを会長に答申する。

2 次の各号のいずれかの懲罰が見込まれる場合は、直ちに手続を停止し、当該規律案件の全部をJBAに移管する。

(1) 1年以上の公式競技会出場資格の停止

(2) 罰金

(3) 没収

(4) 1年以上の公的職務の停止又は解任

(5) 1年以上の登録資格の停止又は再登録の禁止

(6) 除名

(7) 永久追放

第4章 手続

(手続の非公開及び守秘義務)

第18条 規律委員会における手続及び記録は、非公開とする。

2 規律委員、規律委員会による調査及び審議、答申の対象となった個人又は団体（以下「審議対象者」という。）、その代理人、オブザーバー並びに本協会の関係者は、規律委員会の手続を通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

(言語)

第19条 規律委員会における手続及び書面における言語は、日本語を使用する。

2 規律委員会における手続において、審議対象者又は関係者が外国語を使用する場合は、当該対象者又は関係者の口頭の陳述に日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第20条 規律委員会の手続において、弁護士又は規律委員会が承認した者を除き、審議対象者の代理人となることができない。

(免責)

第21条 規律委員及び規律委員会の運営にかかわる本協会の職員は、故意又は重過失による場合を除き、規律委員会に関する作為及び不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(手続の開始)

第22条 規律委員会は、第16条第1項の招集のときから手続を開始する。

(調査への協力)

第23条 規律委員会は、事案の解明のために審議対象者及びその関係者に対し、事実関係についての説明又は証拠資料の提出を求め、若しくは現地調査等の必要な調査をすることができる。

2 審議対象者及び関係者は、当該調査に協力しなければならない。

(聴聞等)

第24条 規律委員会は、原則として審議対象者に対し事情聴取を行い、その意見及び弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、審議対象者の同意がある場合又は審議対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合は、この限りではない。

(証拠の評価)

第25条 規律委員会は、審議対象者又は目撃者の供述若しくは文書、音声、画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

(懲罰案作成及び答申)

第26条 規律委員会は、第17条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、調査及び審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを会長に答申しなければならない。

(1) 審議対象者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名又は代理人がある場合はその氏名）

(2) 主文（判断の結論）

(3) 懲罰対象事実（可能な限り日時、場所、登場人物及び行為を特定するもの）

(4) 判断の理由

(5) 懲罰案の作成年月日

(6) 規律委員名

(答申の尊重及び懲罰決定)

第27条 理事会は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

(JBAへの報告及び移管)

第28条 本協会は、第22条の手続を開始するとき及び第27条の決定を行ったとき JBAに報告するものとする。

2 規律委員会は、第17条第2項各号のいずれかの懲罰が見込まれる場合は、直ちに手続を停止し、これを会長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた場合、本協会は直ちに JBA 事務総長に通知し、当該規律案件を JBA 規律委員会に移管する。

(決定の効力)

第29条 審議対象者は、第27条による決定又は第28条により移管された規律案件の JBA の懲罰に関する決定（以下「JBA 決定」という。）に拘束される。ただし、次項及び第3項による再審査の申立てがあり、再審査の決定がなされるまでの間はこの限りではない。

2 第27条による決定を受けた者は、懲罰の通知到達後10日以内に、JBA 規律委員会に対し、手数料10万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。

3 JBA 決定を受けた者は、懲罰の通知到達後10日以内に、JBA 事務総長に対し、手数料10万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。

4 前2項の再審査によって出された決定については、更に審査を求めることはできない。

5 第2項及び第3項の場合における再審査の手続については、JBA において別に定める規程によるものとする。

第5章 雑則

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 一般財団法人富山県バスケットボール協会規律委員会規程（平成28年4月9日制定）を廃止する。